

◎新潟県告示第705号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年5月28日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
両津デイサービスセンターたんぽぽ	佐渡市加茂歌代904番地1	R3. 1. 31
社協ケアプランセンターかんぞう	佐渡市鷺崎1781番地3	R3. 3. 31
特別養護老人ホーム つきおかの里	新発田市本田壬393番地1	R3. 4. 1
訪問看護ステーションアシスト	糸魚川市横町5丁目11番1号	R3. 1. 1
訪問介護ステーションこころ	糸魚川市横町5丁目11番1号	R3. 4. 1